

## 「印紙税一括納付承認不適用届出書」の記載要領等

この届出書は、印紙税法第12条第1項《預貯金通帳等に係る申告及び納付等の特例》に規定する一括納付の特例の承認を受けた預貯金通帳等について、その特例の適用を受ける必要がなくなったことの届出を行う場合に提出するものです。

### 記載要領

- (1) この届出書は、一括納付の特例の適用を受けている預貯金通帳等の作成場所ごとに作成し、提出してください。
- (2) 「承認を受けている預貯金通帳等」欄は、預貯金通帳等の区分ごとに記載します。特例の適用を受ける必要がなくなった預貯金通帳等の符号を○で囲んでください。  
なお、「名称」欄は、当該預貯金通帳等の主な名称を記載し、その他のものについては「参考事項」欄に記載します。
- (3) 「承認年月日」欄は、一括納付の特例の承認を受けた年月日を記載します。  
(注) 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの期間に作成する預貯金通帳等について一括納付の特例の承認を受けており、その承認が引き続き効力を有している場合（みなし承認）は、当該期間における承認年月日を記載します。
- (4) 「適用を受ける必要がなくなる最初の課税期間」欄は、一括納付の特例の適用を受ける必要がなくなる最初の課税期間を記載します。  
なお、課税期間は4月1日から翌年3月31日までの期間をいいます。
- (5) 「一括納付による申告納付の特例の適用を受ける必要がなくなった理由」欄は、当該預貯金通帳等を作成しなくなったこと、書式表示による申告及び納付の特例を受けることとなったこと等の理由及びその事由の生じた年月日等を記載します。
- (6) 「参考事項」欄は、その他参考となるべき事項を記載します。
- (7) 申請・届出書の控えを保管する場合には、その控えには個人番号を記載しないなど、個人番号の取扱いには十分ご注意ください。